

○平戸市離島高校生修学支援事業補助金交付要綱

平成27年3月25日告示第46号

改正

平成28年3月31日告示第8号の26

平成29年5月31日告示第78号

平戸市離島高校生修学支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、平戸市度島地区、高島地区及び大島地区（以下「離島地区」という。）から本土又は他の離島（以下「本土等」という。）の高等学校、高等専門学校（3年次まで）及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）へ通学する生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の保護者の経済的負担を軽減するため、通学のために本土等に居住する場合の居住費を負担している保護者に対し、予算の範囲内において、平戸市離島高校生修学支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、離島地区に住所を有する生徒等又は中学校卒業時まで離島地区に住所を有していた生徒等のうち、県内の高等学校等へ通学するために本土等の民間アパートや寄宿舍等の自宅外に居住している生徒等の保護者で、市税等を滞納していないものとする。

2 年度の途中で離島地区に転入し、前項の要件を満たすこととなったときは、その要件を満たすこととなった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、その月）分から補助の対象とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 長崎県が実施する公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金及び私立高等学校離島高校生修学支援費補助金（以下「県が実施する補助金」という。）の交付を受ける者は、その補助額を除いた額について、補助を受けることができる。

(補助金の交付申請及び変更交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平戸市離島高校生修学支援事業補助金交付申請書（様式第1号）により、別に定める日までに市長に申請しなければならない。

2 申請者は、補助金の対象となる生徒等が、住居の変更及び転学等の事由により補助金の額に変更を生ずる場合は、速やかに、平戸市離島高校生修学支援事業補助金変更交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の申請書を提出する際に添付する書類は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書類等を審査の上、予算の範囲内で補助金交付の可否を決定し、平戸市離島高校生修学支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は平戸市離島高校生修学支援事業補助金却下通知書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による変更申請があったときは、前項と同様の確認を行い、予算の範囲内で補助金交付の変更を決定し、平戸市離島高校生修学支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者へ通知するものとする。

(交付決定の除外)

第6条 市長は、申請者が規則第5条の2第2号又は第3号のいずれかに該当する者であると認めるときは、補助金の交付の決定を行わないものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者は、別に定める日までに市長に対し、平戸市離島高校生修学支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 補助金の交付については、前期（4月～9月分）、後期（10月～3月分）の2回に分け、申請者に交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 第2条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第6条の規定に該当することが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

（交付手続の特例）

第9条 規則第21条の規定による交付手続の特例として、規則第13条に基づく実績報告の手続及び規則第14条の規定による確定通知は、省略するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第8号の26）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日告示第78号）

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	補助対象経費	補助額
居住費	高等学校等へ通学するため、生徒等の自宅がある離島地区を離れ、本土等の民間アパートや寄宿舎等の自宅外に居住している生徒等の下宿費、寮費、アパート代等（冬期間のみ下宿する等） （季節単位で居住費が発生する場合を含む。）	居住費の合計額から、県が実施する補助金の補助額を除いた額。ただし、月額5,000円を上限とする。

備考 上記の各経費を合算した1月当たりの補助額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

別表第2（第4条関係）

	添付書類
居住費	契約書の写し。ただし、契約書がない場合は申立書（様式第7号）
暴力団排除関係	誓約書（様式第8号）
その他	市税等を滞納していない旨の証明書

備考 県が実施する補助金の交付を受けている場合は、補助金額を確認できる書類（交付決定通知書の写し、支給額の証明等）を添付すること。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第4条関係）

様式第8号（第4条関係）